

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 3 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 11 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

平戸市農業委員会事務局

第 2 監査の期間

平成 30 年 7 月 26 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 農業委員章等の管理について

農業委員章は、「平戸市農業委員章規程」に基づき貸与され、職を離れたときには返納することとなっている。しかしながら、台帳を作成しているものの交付日、返却日が記載されていない。また、「平戸市農業委員会規則」に基づき農業委員及び職員に交付されている立ち入り調査等をするときの身分証についても、同様の取扱いがなされており、適正な台帳管理に努められたい。

なお、返却された証票について廃棄せずに保管されていたので、適宜廃棄処分されたい。

第6 むすび

農業委員会では、平成30年3月から農業委員の定数の変更と農地利用最適化推進委員を設置することで、機動的な委員会の開催と農地等の利用の最適化として、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進などを推進することとしている。

そのうち、農地等の利用の集積・集約化では、平成28年度集積目標66haに対して集積実績は88ha、平成29年度は、同じく107haに対して126.8haと目標を達成している。また、遊休農地の解消では、平成28年度解消目標27.1haに対して自己解消分を含む実績は88.1ha、平成29年度は、同じく9haに対して11.4haと目標を上回っている。

今後、農地等の利用の最適化を推進するうえで、毎年実施している農地利用状況調査における農地・非農地の判定がより以上に重要となっている。

また、結婚対策事業の成果として、平成28年度に3組、平成29年度に1組が成

婚している。

このように農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割も専門性と機動性が求められており、今後とも農林課など各関係機関と連携を図りながら業務を推進されますよう希望いたします。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。